

# 【必読】成約済み物件の削除 忘れていませんか？

## 成約済の物件は掲載できません。

成約済物件の掲載は「おとり広告」とみなされますので、トラブル防止のためにも日々、最新の募集状況をご確認いただき、メンテナンスをお願いします。

不動産の表示に関する公正競争規約（以下、表示規約） 第21条では以下の3形態の表示を「おとり広告」として禁止しています。

- (1) **物件が存在しない**ため、  
実際には取引することができない物件に関する表示
- (2) 物件は存在するが、  
実際には**取引の対象となり得ない**物件に関する表示
- (3) 物件は存在するが、  
実際には取引する**意思がない**物件に関する表示

## ▼物件確認のポイント▼

- ①『●●●●（←ポータルサイト）へ掲載しても良いか？』
- ②『現在、募集中か？』
- ③『募集条件（賃料、号室、契約条件など）に変更はないか？』

おとり広告の掲載は重大な表示規約違反として不動産公正取引協議会から  
違約金課徴など厳しい措置を受けることがあります。

正しい情報で掲載をお願いします！

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、  
株式会社LIFULL、株式会社リクルート

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

[https://www.sfkoutori.or.jp/portal\\_bukai/](https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/)